

契約保養所利用規程

(目的及び利用者の範囲)

- 第1条 富士紡健康保険組合(以下「組合」という。)は、組合員及び被扶養者の健康の保持増進をはかるため契約保養所を設置する。
- 2 この組合の指定する契約保養所を利用する場合はこの規程の定めるところによる。
 - 3 契約保養所として利用できる者は、組合員及び被扶養者とする。

(利用手続)

- 第2条 契約保養所を利用しようとする者は、組合で別に定める申込書に必要な事項を記載し、組合事務所に提出し、利用券の交付を受けなければならない。

(補助金の支給等)

- 第3条 契約保養所を利用した場合は、補助金として組合員及び被扶養者1人につき(1泊以上)2,000円を組合において負担する。
- 2 第1項の規定は、つぎの各号の一に該当したときは、支給しないものとする。
 - (1) 法人又は事業主の事業の一端として行われる場合。
 - (2) 保養に要する費用が法人又は事業主の一部又は全部の負担において行なわれる場合。
 - 3 第1項に規定する補助金の支給は1人につき、その年度1回とする。

(利用の取扱及び変更)

- 第4条 利用者が利用の取消又は変更しようとするときは、利用日3日前までにその旨を組合事務所に申し出なければならない。
- 2 前項の規定による届出期間を経過したとき、または届出がなかったときは、違約金を徴収することができる。

(補助金の特例等)

- 第5条 利用者が利用申込書に不実の記載をしたとき、又は利用権を不正に使用もしくは使用しようとしたときは、補助金の支給にあたり組合の負担する額の一部または全部につき負担をしないことができる。
- 2 前項の場合において組合が損害を受けたときは、その損害額につき利用者から賠償させることができる。

(利用の秩序)

- 第6条 つぎの各号の一に該当する場合は、管理人において利用を拒絶し、又は取消もしくは退所を求めることができる。
- (1) 契約保養所内の秩序、風紀を乱し、喧噪等他人の迷惑となる行為をしたとき。
 - (2) 故なく管理人または係員の指示に従わないとき。
- 2 契約保養所の設備、又は備品等を毀損または滅失したときは、利用者がその賠償の責を負う。

(その他)

第7条 この規定に定めのない事項については、その都度理事会で定める。

附 則

昭和61年4月1日施行 この規程は昭和61年4月1日から施行する。